

宮城県介護員養成研修指定要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)
第3条第1項第2号の規定に基づき、介護員養成研修事業者等の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の意義は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、政令、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び宮城県介護員養成研修実施要綱(平成3年7月22日施行。以下「実施要綱」という。)に定めるところによるものとする。

第2章 介護員養成研修事業者の指定

(指定申請)

第3条 介護員養成研修事業者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、介護員養成研修事業者指定申請書(様式第1号)に次の書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) 情報開示シート(様式第2号)
- (2) 学則等
- (3) カリキュラム(様式第3号)
- (4) 講師履歴書(様式第4号)
- (5) 講師が外部講師であるときは、講師の就任承諾書
- (6) 実習施設の利用計画(様式第5号)
- (7) 実習承諾書(様式第6号)
- (8) 講義及び演習に使用する教室等の使用についての当該施設の設置者の承諾書(添付できないときは、その理由を記載した書面)
- (9) 講義で使用する教室等の広さ、机等の配置を示した平面図
- (10) 演習で使用する教室等の広さ、機器等の配置を示した平面図
- (11) 演習に使用する機器の一覧(様式第7号)
- (12) 研修修了の認定方法を記載した書類
- (13) 交付予定の修了証明書の様式(事業者名及び代表者名が入ったもの)
- (14) 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- (15) 申請者の資産状況

(16) 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款

2 申請者は、介護員養成研修（以下「研修」という。）の講義を通信の方法で行おうとするときは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 添削課題及び回答

(2) 添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類（様式第8号）

(3) 面接指導を実施する期間における教室等の使用についての当該施設の設置者の承諾書（添付できないときは、その理由を記載した書面）

(4) 面接指導で使用する教室等の広さ、机等の配置を示した平面図

（指定の基準及び決定）

第4条 知事は、前条の申請があったときは、申請者が次に掲げるすべての基準を満たすと認める場合に限り、政令第3条第1項第2号に定める介護員養成研修事業者として指定を行うものとする。

(1) 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すると認められること。

(2) 政令第3条第2項第2号イからハまでに掲げる義務を適正に履行できると認められること。

(3) 申請の日から起算して過去3年以内に、第6条の規定により指定を取り消されたことがないこと。

(4) 宮城県内に常時連絡可能な事務所等があること。

(5) 実施しようとする研修が省令第22条の24及び第22条の27の規定並びに実施要綱の規定に適合すると認められること。

2 知事は、前項の規定による指定を決定したときは、介護員養成研修事業者指定通知書（様式第9号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の指定を受けた者（以下「指定研修事業者」という。）は、当該指定に係る申請書に記載した研修について、第7条の規定による介護員研修事業の指定を受けたものとみなす。

4 前3項の規定による介護員養成研修事業者としての指定は、指定に当たって特別の定めがある場合を除き、指定研修事業者が自らすべての研修を廃止するとき又は次条の規定により指定を取り消されるときまで、次年度以降も効力を有するものとする。

（指定の取消し）

第5条 知事は、指定研修事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、介護員養成研修事業者としての指定を取り消すものとする。

(1) 前条第1項に定める基準を満たさなくなったと認められるとき。

(2) 第7条の指定を受けずに研修を実施したとき。

(3) 虚偽の内容による申請、届出、報告等を行ったとき。

(4) 正当な理由がないのに、第11条の規定による実地調査に応じないとき。

(5) 正当な理由がないのに、第12条の規定により知事が行う指示に従わないとき。

第3章 介護員養成研修の指定

(指定申請)

第6条 指定研修事業者は、第4条第1項の指定に係る申請書に記載した研修以外の研修を行おうとするときは、実施する課程ごとに、介護員養成研修指定申請書(様式第10号)に次の書類を添付して知事に申請するものとする。

- (1) 情報開示シート(様式第2号)
- (2) 学則等
- (3) カリキュラム(様式第3号)
- (4) 講師履歴書(様式第4号)
- (5) 講師が外部講師であるときは、講師の就任承諾書
- (6) 実習施設の利用計画(様式第5号)
- (7) 実習承諾書(様式第6号)
- (8) 講義及び演習に使用する教室等の使用についての当該施設の設置者の承諾書(添付できないときは、その理由を記載した書面)
- (9) 講義で使用する教室等の広さ、机等の配置を示した平面図
- (10) 演習で使用する教室等の広さ、機器等の配置を示した平面図
- (11) 演習に使用する機器の一覧(様式第7号)
- (12) 研修修了の認定方法を記載した書類
- (13) 交付予定の修了証明書の様式(事業者名及び代表者名が入ったもの)
- (14) 当該年度の収支予算書
- (15) 申請者の資産状況

2 指定研修事業者は、研修の講義を通信の方法で行おうとするときは、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載した書類を添付するものとする。

- イ 添削課題及び回答
- ロ 添削指導及び面接指導の指導方法を記載した書類(様式第8号)
- ハ 面接指導を実施する期間における教室等の使用についての当該施設の設置者の承諾書(添付できないときは、その理由を記載した書面)
- ニ 面接指導で使用する教室等の広さ、机等の配置を示した平面図

(指定の基準及び決定)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、計画されている研修が次に掲げるすべての基準を満たすと認める場合に限り、政令第3条第1項第2号に定める介護員養成研修として指定するものとする。

- (1) 指定研修事業者が実施するものであること。
- (2) 実施要綱の規定に適合するものであること。

2 知事は、前項による指定を決定したときは、介護員養成研修指定通知書(様式第11号)

により当該指定研修事業者に通知するものとする。

(変更等の届け出)

第 8 条 指定研修事業者は、第 4 条又は第 7 条の指定を受けた研修の内容を変更したときは、介護員養成研修変更届(様式第 1 2 号)に次の書類を添付して知事に届け出るものとする。

(1) 情報開示シート(様式第 2 号)

(2) 変更に係る事項を記載した書類(変更前及び変更後の内容をそれぞれ記載したもの)

2 指定研修事業者は、実施する研修のすべてを廃止したときは、介護員養成研修廃止届(様式第 1 3 号)により知事に届け出るものとする。

3 指定研修事業者は、実施する研修の全部又は一部を休止したときは、介護員養成研修休止届(様式第 1 4 号)により知事に届け出るものとする。

4 前項の規定により研修を休止した指定研修事業者は、研修を再開したときは、介護員養成研修再開届(様式第 1 5 号)により知事に届け出るものとする。

(修了者名簿等の提出)

第 9 条 指定研修事業者は、省令第 2 2 条の 3 0 の規定による修了者名簿及び事業報告書を提出するときは、介護員養成研修事業報告書(様式第 1 6 号)に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

(1) カリキュラム(様式第 3 号)

(2) 研修科目を免除した場合にあっては、免除対象となる条件を証明する書類(資格証等の写し、業務従事証明書)

(3) 講師の講義、演習への出講状況が分かる書類

(4) 受講生の講義、演習、実習への出席状況が分かる書類

(5) 実習に利用した施設の利用実績書(様式第 1 7 号)

(6) 受講生の修了評価の結果を記載した書類

(7) 当該年度の収支決算書

(8) 修了者名簿(様式第 1 8 号)

(9) 講義を通信の方法で行った場合にあっては、通信教育課題の提出状況、面接指導への出席状況が分かる書類

2 指定研修事業者は、前項第 8 号の修了者名簿を提出するときは、別に定める形式により、表計算ソフトを使用して作成した電子データを提出するものとする。

第 4 章 指定研修事業者に対する指導等

(指定研修事業者に対する指導)

第 1 0 条 知事は、指定研修事業者に対し、次の事項を遵守するよう指導するものとする。

(1) 受講生の募集は、第 7 条の指定を受けた後に開始すること。

(2) 研修事業を通じて得た受講者の個人情報の保護に十分留意すること。

- (3) 研修事業に関する書類は、当該研修が終了した日から3年間保存すること。ただし、修了者名簿については、永年保存とすること。
- (4) 研修の質の向上に努めること。
- (5) 第4条又は第7条の規定による指定を受けた事業者名と異なる名称を使用するなど、受講者に誤解を与えるような行為をしないこと。
- (6) 研修事業の経理は他の事業の経理と明確に区分し、会計帳簿、決算書類等において研修事業の収支の状況を明らかにすること。

(実地調査)

第11条 知事は、研修の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定研修事業者に対して研修の実施状況等について実地調査を行い、又は書類の提出を求めるものとする。

(知事が行う指示)

第12条 知事は、研修の実施に関して不適切な取扱いがあると認めるときは、指定研修事業者に対して必要な指示を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年3月29日から施行する。
- 2 宮城県訪問介護員養成研修事業指定要領（平成16年2月16日施行。以下「旧要領」という。）は、廃止する。
- 3 第3条及び第6条の規定による申請については、当分の間、旧要領に規定する様式によることができるものとする。
- 4 この要領の施行の際、現に旧要領5の規定による指定を受けている者は、第4条の指定を受けた介護員養成研修事業者とみなす。
- 5 この要領の施行の際、現に旧要領6の規定による事業計画書の承認を受けている研修は、第7条の指定を受けた介護員養成研修とみなす。